

令和5年度第1回

堺市都市計画公聴会

日時 令和5年10月6日（金）

午前 10時00分

場所 堺市役所本館3階 第2会議室

都市計画課

令和5年度第1回堺市都市計画公聴会

1 都市計画の原案の名称

南部大阪都市計画地区計画の決定

2 原案の概要

名 称	位 置	面 積
(仮称) 石原町二丁地区地区計画	堺市東区石原町二丁地内	約4.5ha

3 日時

令和5年10月6日(金)

午前10時00分開会 午前10時36分閉会

4 場所

堺市堺区南瓦町3番1号

堺市役所本館3階 第2会議室

5 出席者

(1)議長 堺市建築都市局都市計画部都市計画課
課長補佐 垣内 明

(2)公述人 1名

(3)公述聴取者 堺市職員

(4)傍聴人 7名

令和5年度第1回堺市都市計画公聴会 全文

(午前10時00分開会)

○司会（井上主幹） お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただ今から、令和5年度第1回堺市都市計画公聴会を開催いたします。

私、司会をさせていただきます都市計画課の井上と申します。よろしくお願ひいたします。以降、座って進めさせていただきます。

本日の案件は、1件で、都市計画の原案の名称は、「南部大阪都市計画地区計画の決定」でございます。

開催にあたりまして、皆様にお願ひがござひます。携帯電話をお持ちの方は、お手数ですが、電源をお切りいただくようにお願ひいたします。

また、私語や議長の許可していない撮影や発言等は禁止されております。公述人の発言がよく聞こえるように、ご静粛にお願ひいたします。トイレなどで一時退室される場合もお静かにお願ひいたします。

公述人の方はご自身の発言が終わりましたら、帰っていただいても構いません。傍聴人の方も途中で帰っていただいても構いません。なお、公述人、傍聴人の方で途中で帰られる場合は、お渡ししている公述証または傍聴証を受付に返却していただきますようお願いいたします。

また、記録のため事務局で必要に応じ、録音いたしますので、よろしくお願ひいたします。

本日の議事は、都市計画課、課長補佐の垣内が議長として進行いたします。議長、よろしくお願ひします。

○議長（垣内課長補佐） 本日、議長を務めさせていただきます都市計画課の垣内と申します。どうぞよろしくお願ひします。座って進めさせていただきます。

開催にあたりまして、まず公聴会の趣旨、意見の取扱い、注意点等について説明させていただきます。

公聴会は、あらかじめご提示させていただいた都市計画の原案について、ご意見を述べていただくもので、その意見を踏まえて都市計画の案を作成するため、開催するものでございます。質疑応答を行う場ではございません。また、あらかじめ公述の申出のあった方に公述していただく場でございます。

公聴会の記録につきましては、後日、堺市において作成した後、公述人の方に内容の確認をさせていただきます。その後、公聴会でのご意見に対する考え方をまとめます。

公聴会以降の都市計画手続といたしましては、市のほうで提案内容の審査を行い、都市計画決定の必要があると判断した場合、都市計画の案を作成し、案の縦覧を行います。それに併せて、公聴会記録と公述意見及びそれに対する考え方を一般の閲覧に供します。ま

た、それらの資料につきましてはホームページにも掲載します。さらに、その後の手続として堺市都市計画審議会へ付議することになります。その際には、公聴会記録と公述意見及びそれに対する考え方は審議の資料として提出し、報告いたします。

次に、本日の公聴会における公述の方法について説明いたします。

最初に、事務局より、都市計画の原案について説明があり、その後、公述人の方に公述していただくことになります。

公述にあたりましては、前方の公述席までお越しいただきます。公述申出の際にご提出いただきました要旨に従って、ご発言をお願いいたします。発言時間は1人30分以内となっています。制限時間の2分前になりましたら、ベルを1回、制限時間に達したらベルを2回、鳴らしますので、時間厳守をどうぞよろしくお願いいたします。

最後に、一部繰り返しになりますが、公述、傍聴される方へのお願いです。本日の公聴会はあらかじめ申出のあった方に公述していただく場であり、質疑応答を行う場ではございません。傍聴される方は、発言や拍手等を慎まれるようお願いいたします。もし、公聴会の秩序や進行を乱す行為があった場合は、堺市都市計画公聴会要綱に基づき、この会場から退場していただくことがありますので、公聴会の進行にご協力いただきますようどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、事務局は都市計画の原案を説明してください。

○事務局（井上主幹）　それでは、「南部大阪都市計画地区計画の決定」についての概要をご説明いたします。

9月8日から11日にかけて開催しました説明会の資料をお配りしておりますので、そちらをご参照ください。

本案件は、令和5年7月4日に株式会社フジタから、都市計画提案が提出された地区計画です。地区計画の内容について、ご説明します。

配布資料2枚目のA4横の「石原町二丁地区 開発計画と都市計画提案の内容について」の17ページから21ページをご参照ください。

地区計画の名称は、（仮称）石原町二丁地区地区計画、面積は約4.5ヘクタールです。

地区計画の目標は、「大阪中央環状線沿道という交通利便性の高さを活かし、周辺の農地や自然環境との調和に配慮した工場や流通業務施設等の立地誘導とあわせて地区施設（道路・緑地）を一体的に整備することで、産業機能の増進と地域活力の向上に寄与する。」としています。

土地利用の方針は、「大阪中央環状線沿道の工場系産業地に隣接する立地条件や、幹線道路の交通利便性や整備効果を活かし、地域の雇用や活力創出につながる工場や流通業務施設等を主体とした土地利用を図る。地区周辺の農地等との調和に配慮し、敷地外周に緩衝機能を有する緑地を配置する。緑被率は20%以上を確保する。」としています。

地区施設の整備の方針は、「地区北側の大阪中央環状線と地区内及び地区南側の後背地とを接続する区画道路1号を整備する。区画道路1号と東側市道とを接続する区画道路2号を整備する。広域緊急交通路に指定されている大阪中央環状線沿道には、地域防災・地域活動にも利用できる緑地を整備する。」としています。

建築物等の整備の方針として、地区北側の大阪中央環状線沿道の操業環境や地区南側の営農環境との調和を図るために、建築物等の用途制限等を設けています。

具体的な内容として、配布資料の20ページ以降にありますように、建築物等の用途については、(1)工場、(2)倉庫、(3)前各号の建築物内に設けられるもので、その施設利用者のために供するもの、またはその機能を補完するもの、(4)地区施設Ⅲ内に設けられる休憩所、公衆便所、(5)公益上必要な建築物、(6)前各号の建築物に附属するもの、以外の建築を制限します。

容積率は200%以下、建蔽率は60%以下、敷地面積は2,000平方メートル以上、敷地境界線から建築物の壁面までの距離は2メートル以上、高さは31メートル以下、緑化率は15%以上としています。

説明は、以上です。

○議長（垣内課長補佐） ただいまの都市計画の原案について、1名の方から公述の申出があり、ご発言いただく予定になっております。

それでは、どうぞよろしく申し上げます。

○公述人A よろしく願いいたします。

南部大阪都市計画地区計画の決定、（仮称）石原町二丁地区における開発計画と都市計画提案の内容について、以下のとおり意見を述べます。

意見の要旨

1. 人は、生きるために作物を作る生存の権利があります。
2. そして、石原町、八下町の市街化調整区域は、堺市都市農業振興基本計画のビジョンに該当する農業振興地域にすべきところです。
3. 都市農業振興基本法に基づき、市長が言う地産地消の推進により、都市農業ビジョンの実現に向けた戦略と本件地区計画が結びついていません。
4. さらに提案者の表示不記、説明書の不備、説明不足、そして、地区計画の不備の原因は、永藤市長が行う都市計画の未熟さと法令遵守の軽視があって、事前協議の不十分さにあります。
5. その結果、このままの地区計画では地域間格差、地域差別が生じます。
6. 宅地分譲と建物賃貸建設を目的とするこの地区計画は、有効か無効か、その結果、事業者は、調整区域で事業開発をする前例・指針にされます。

続いて、石原町二丁の地区計画提案に対する意見。

第1 提案者の法人表記がないため提案書及び説明会は無効です。

1. 提案者の表示・表記がありません。提案者は、社名を株式会社フジタと発言し、提案書にも記載していますが、代表者の氏名記載がなく、また本社所在地の記載もありません。また提案者の建設業許可番号の記載がなく、宅建業の免許番号も記載なし。建築士事務所等の記載もありません。
2. 9月11日最後の説明会で、ある質問者から「提案者はどういう会社ですか。」との問いに、提案者は「ネットで検索したらたくさん出てくる。」「ゼネコンです。」「大和ハウス工業のグループ会社です。」と言うので、私が「資本金、所在地は」と助言したら「資本金140億円、本社は東京です。」「上場は廃止しています。」との回答でした。
3. 1回目から3回目までの説明会でも、提案書に記載されず、提案者は自己紹介をしていません。
4. よって、都市計画法等の法令の基づく提案者表記の不備から、説明会とその提案書は無効となります。

続いて、

第2 説明者らの身分表示、委任の発言がなく、(株)オオバの発言は説明ではない。

1. 説明会で提案書説明で発言をした者に、提案者以外の者らが説明していた。
2. 説明会で、設計会社という(株)オオバの3人が自ら氏名を自己紹介していたが、提案書には一切その(株)オオバ法人名などの表示記載がなかった。
3. 提案者(株)フジタから(株)オオバに説明させるとの委任・代弁の発言がない。
4. 市の都市計画課職員からは、フジタが地区計画の説明をすると発言していた。
5. (株)オオバの社員という者らが、提案者らの机と並んで発言しても、提案者の要件を満たさないので、(株)オオバの発言は単に第三者の意見陳述となる。
6. よって、(株)オオバの社員は、提案書の説明者に含まれない。
7. 説明会の不備が立証されるもので、合計4回の説明会は無効となります。

次に、

第3 憲法27条1項、全ての国民は、勤労の権利を有し、義務を負う。そして、人は、生きるために作物を作る生存の権利があります。

1. 作物を作る。保管する。保存する。大災害時のためにも。
2. 作物を作って食べる。おいしいの収穫を味わう。
3. 作物を作って売る。来年の作物を作るために。
4. 作物を育てる体験をして、堺まちづくりを、人々のものに。
5. 耕作する土地を、次世代の担い手につなげるために。

しかし、地区計画には、都市農業振興ビジョンとの共生がありません。

次に、石原町二丁地区の現状及び課題と、都市計画の意義について2ページ、3ページ。

第4 都市農業の振興につなげる地区計画が必要です。

1. 先の南部大阪都市計画において、大阪府吉村知事も、永藤堺市長も、石原町、八下町のような市街化調整区域では、1坪も市街化にしないと決定していました。
2. ところが、美原区の黒山地区のように、堺市が1円の金銭を負担せず、道路、上水道・下水道工事を含む公共施設の工事負担をしないと条件で、民間による大規模な地区計画なら、ほいほい承認して調整区域に宅地開発を認め、商業施設を許可しました。そして、現在、何万坪の調整区域が1日にして市街化になり、商業地域に用途変更をしています。
3. しかし、そのような大規模開発の地区計画を認めていくと、この先、黒山地区の商業施設よりも、はるかに大きい大規模商業施設が誕生していきます。
4. そして、それらの商業施設が人口密度の高い地域に誕生すれば、競争に負けた黒山地区の商業施設は閉店となり、更地となります。
5. その結果、美原区周辺や松原市周辺の古い家は廃屋となり、周辺地域は、廃墟となってしまいます。
6. 永藤市長に、人口減少を止める施策がなく、人口増加の施策もなければ、単に住人が移動しただけに終わる地区計画となります。
7. だから、都市農業振興の施策が必要なのです。この地区計画により、石原町、八下町の調整区域に、中央環状線に接続する12メートルの道路をつなげ、都市農業の振興に、つなげる整備を行う最後のチャンスです。

次に、道路計画について8ページ。

第5 南北に長さ350メートル、幅員12メートルの区画道路1号について（以下「1号道路」という。）

1. 1号道路は、片側幅員6メートルの対面走行です。出口の左車線に停車していれば、大型トラックは、中央環状線から左折進入ができません。
2. 車体が長さ9メートルのトラックは、中環から1回で左折進入ができません。
3. 同じく1号道路から中環へ出場する場合は、2車線にまたがります。
4. この道路計画のままなら、必ず人身を伴う交通事故か、大渋滞を引き起こす。
5. この接続計画では、大変危険です。未熟な道路計画案と指摘できます。
6. 長さ350メートルの1号道路は、市に寄贈され公道となります。その結果、
 - (1) 一般車両の出入りが発生します。
 - (2) 9ページの(1)の発生交通量はさらに増加するから、交通計画の台数は間違いです。
 - (3) さらに一般車両の駐車、左折間違いの車両を考慮しない見落としの計画です。

- (4) 長距離トラックは倉庫営業開始まで公道で長時間待機する。渋滞が発生する。
7. 深夜にサーキット族の轟音、脱法抜け道、覚せい剤取引事件が発生し、防犯・治安の対策が立案されていません。
8. そして、長さ350メートルの1号道路には、回転空地がありません。誤進入のトラックはUターン回転ができない。バックで中環に出るは危険すぎ。
9. 歩道設置の説明がない。警察と協議中なら、再度説明会を行う必要がある。
10. 雨水の排水計画で、標高の高い南から低い北方面に地盤整備するため、市道路面の傾斜度を説明していない。バリアフリー説明が欠けています。
11. 南側の大阪ガス道路と12メートル道路との隅切りの説明がない。特に、計画地の東南角端の隅切りを設置するか説明していない。

次に、

第6 狭隘、狭隘道路は解消されていない。

1. 東側市道の拡幅が中途半端で、幅員4.5メートルでは対面通行できません。
2. 2号道路区域が、提案書8ページと19ページ地区施設Ⅱでは異なっている。南側道路の東側半分だけを2号道路と計画して、幅員5メートルから6メートルになると口頭説明したが、南側道路の西側の拡幅計画を図示していない。
3. 提案者は、隣接者の全戸を回ったと言うが、ある質問者から「その所有者・地権者らに、同意の書面を作成していますか。」と尋ねたが、提案者からは、回答がなかった。
4. 提案者は多くの地元住民から、道路を拡幅してほしい旨を聞いていると説明していた。そして、道路を広げると言っているが。
5. 提案者は「法律で既存道路の中心線から3.35メートルを後退して、道路を整備する。」と言うが、提案書には、その整備後の幅員を記載していない。1号道路の幅員12メートルと言うのみで、隣接者ら、地元道路利用者らに開発工事後の幅員を説明していない。これでは、説明不備に該当します。
6. この道路計画だと隣接地の狭隘道路は解消されないままで地区計画は失敗だ。
7. 提案者は、自己の計画を行うことだけを検討しており、都市計画法に基づく本来の地区計画から逸脱している。
 - (1) 危険な狭隘道路を解消すると言いながら、対面の道路を後退するのは隣地者が行うべきと言う。
 - (2) しかし、地区計画において、隣接地の地権者らにこの道路拡幅工事の際に合せて、隣接地も後退して、道路拡幅ができるとの協力を提案していない。そして、説明をしていない。
8. 永藤市長は、地元を見ていない、聞いていない。市長は、検討し、協議したのでし

ようか。日頃から地元住民の声を聞いていたら、道路拡幅を解消する最高のチャンスのはずです。何せ、市が出費しない、負担しないことを条件に地区計画を立案するよう提案者に求めているのですから。

9. また「農業用水路にグレイチング蓋を置くなりして道路を拡幅できますよ」と質問者の発言がありましたが、提案者は、計画区域外だからとの回答です。
10. 南側道路は、大阪ガス用の道路と説明しました。そして拡幅後は5メートルになると。しかし、6メートルに拡幅することができます。道路新設、道路拡幅、地元地権者、地元利用者らが切に熱望していますよ。
11. 提案者が、西側里道の上に水路があるから道路を拡幅しないとする理由は、地区計画の目的から逸脱しています。東側道路と同じく、西側隣接者と個別に協議し、水路とともに里道も合せて、6メートル幅員にすることができます。最低でも5メートル幅員です。提案者は地元地権者らの声を聞いていますか。
12. 上記のようにこの地区計画では、狹隘道路は危険な状態のままです。一体的に整備していません。だから、計画の再見直しが必要です。

次に、

第7 施設計画について、施設の用途・規模、4ページ。

- (1) 記載の施設の用途・規模は計画であって確定していません。なぜなら、市長の告示前に、宅地の購入者や、建物の借主が決まっていないからです。
- (2) 令和6年2月頃、審議会がこの地区計画案を永藤市長に提出し、市長が決定・告示した後に提案者は自由に変更できることから、提案者は最大限の建築規模の物件表記を、提案書に記載したにすぎません。

そして、

1. A棟、地下貯留池の位置規模が未定で、何倉庫か未定では説明にならない。
2. B棟、地下貯留池の位置規模が未定で、菓子製品の冷凍倉庫と説明がない。
3. C棟、地下貯留池の位置規模が未定で、ベアリング工場の説明は又聞き。
4. だから、騒音・振動・24時間営業・3本の高木剪定・芝生など緑地管理は、完成後は提案者が行わないから説明しない、説明できない。
5. 壁面位置の制限2メートルでは消防車が出入りできない。消火作業の空地がありません。
6. 堺市の開発審査会提案基準では、都市計画法34条14号に開発行為基準の緩衝帯は、境界線から5メートル以上の基準ですが、この地区計画は、境界線から2メートルを緩衝帯と言って、異なる説明をしています。
7. 市の宅地安全課と事前協議しない。法令に基づく説明を市民にしていない。
8. 事業者が調整区域の農地を宅地化にするために、地区計画の決定を取ろうとしてい

るように見受けられます。まるで、宅地開発をする不動産業者が、農地を宅地に転用し、短期に売買して利益を得る目的の地区計画になっているようです。なぜなら、提案者から転売先は見つかっていないと説明を受けました。

9. SDGs等の環境整備計画がない。説明が一切ない。

10. この施設計画は、市街化に変更して後に、準工業地域と用途変更をしてからの計画案が本当の姿です。

次に、

第8 施設計画のイメージバースについて、5、6、7ページ。

1. イメージバースは4枚あるが、説明会では1枚を隠しています。

(1) 高さ30メートルの4階建倉庫には、非常用の外部階段がない。

(2) 各階の高さは約8メートルで、火災のとき、はしご車は届きません。

(3) 倉庫内の長時間の火災で、外壁は高温になり、ベランダに避難した人々は、ボイラーの前に立つ熱さに耐えられるでしょうか、京アニ火災事件をほうふつさせます。

(4) 消防署との協議が終わっていない提案書は不安だらけです。

次に、

第9 上水道計画について10ページ。

1. 将来を見越す地区計画なら、水道管は75ミリでなく150ミリでしょう。

2. 水道管は350メートル先の南側道路まで接続する計画にしましょう。

3. 消防給水管の説明がない。高さ30メートル建物の消防計画がない。

4. 消火栓が、消防署と協議中との説明だが、防火水槽の構造説明もない。具体的な説明がない、文書もない。

5. この地区計画は、防災対策上も未熟です。

次に、

第10 雨水管・汚水管の計画について

1. 延床面積、敷地面積の規模から、地区計画の下水管は250ミリが必要です。

2. そして、下水管を埋設する深さが浅く、南側道路の下水管に接続する計画案になっていません。

3. 車両洗車くず、タイヤくず、アスファルトくずが農業用水路に流れます。

4. 業務用排水と農業用排水の配管が共用している計画では、大池を汚染します。

次に、

第11 農業用水路

1. 東側農業用水路は、長さ350メートルの1号道路の側溝につながります。

2. 農業用水路も1号道路側溝にも蓋はしていません。

3. そうすると、工場敷地、倉庫敷地、車道からの雨水などの雑排水が、北側方面で、農業用水路とつながります。
4. また地下の3か所の貯留池に、たまる産廃水、汚泥が大池に流れ込みます。
5. 事業用排水と農業用排水が一体となって、北側の大池に流入します。
6. 市長は、市道側溝と農業用水路をどのように管理・所管するのですか。
7. さらに、西側農地には農業用水路の排水整備がないので、大雨時には、周辺農地にあふれ、作物を腐らせ、大地を腐らせることが予見できます。
8. 大干ばつ、線状降水帯、ゲリラ豪雨、冠水などと、周辺農地への自然災害対策の説明がありません。1時間当りの降雨量による排水計画がありません。
9. そして、南側方面の5ヘクタールの農地の雨水計画がありません。
10. 提案書には、自己敷地内だけの説明に終始し、大雨、豪雨、干ばつなど自然災害時における周辺を含む地区計画の説明がありません。

次に、

第12 緑地計画12ページ、周辺環境への配慮13ページ。

1. 提案者が言う緑地計画は、境界線周辺のあぜに、種を吹き付けて、緑被率を20%以上と言っていますが、半年後には雑草が生い茂り、周辺作物への害虫被害が発生します。
2. 緑化率の実体は3%ですよ。
 - (1) 市に寄贈する地区施設3号の土地1, 330平方メートル約400坪は芝生です。
 - (2) 家族で散歩できますか、ピクニックはできますか。説明がないです。
 - (3) 3号緑地を防災空地とするのか、公園課と事前協議をしていません。
 - (4) 駐車場の緑地面積は、その半分を算入しますが、全部が緑色になっています。
 - (5) 臨海の工業専用地域でも緑地はもっと多いです。
3. 高木、中木、低木の説明がない。13ページの写真は他所の写真で錯覚する。1本の樹木もなく、芝生での緑地率は、提案者が手入れをしないので数年で土になってしまいそうです。
4. 空地面積が少ないです。倉庫という空箱のために、都市農業の崩壊です。
5. 高さ31メートルの高層建物の外壁は、鏡のように太陽光が反射します。東、西、南側への光公害被害の対策説明がありません。
6. 建物から365日24時間の室外機騒音があります。また、巨大倉庫には窓の数が極端に少なく、工業地域の倉庫では、小さな窓から換気扇の騒音・低振動の被害が立証されています。
7. 灰色で無味乾燥な四角い巨大な箱が3棟そびえ立ち、窓も限りなく少なく、息がつまるような巨大な建物です。周囲の田畑風景との違和感から、周辺農地は、耕作放

棄の砂漠化ですね。

8. 巨大建物による風害、暴風災害の対策がない。台風やゲリラ豪雨、暴風時に、周辺農作物への風害シミュレーションの説明がありません。

次に、

第14 周辺環境への配慮 15 ページ。

1. 1号道路を新設すると言うのみで、隣接する既存道路の整備では、狹隘道路の改善は、ほんの少しだけで、対面通行できず、狹隘道路解消になりません。
2. 中央環状線と連携して災害時の活動拠点の機能を有した緑地を整備するとは、どういうことでしょうか。
 - (1) 既に、大阪府の大泉緑地公園があり、また、堺市の災害マップにも図示記載されています。
 - (2) また、細長い400坪の緑地に、物資の受け入れ、非常用テント設備が可能とは、どういうことでしょうか。
 - (3) その400坪の緑地に、物資を保管する倉庫はありません。また、テントを保管する倉庫もありません。
 - (4) 20ページ記載、公衆便所の建築は、提案者が施工するか説明していません。
 - (5) そうすると、災害時に自衛隊、ボランティアが来て、近隣住民への支援の拠点に使うのか、否、周辺には集合住宅がありません。なぜなら、調整区域だからです。
 - (6) そもそも、その災害物資やテント収納庫は市が用意するのでしょうか。提案者が用意するのでしょうか、誰が維持・管理するのか、堺市の災害管轄部署ですか、国交省の災害対策事務所ですか、大阪府ですか、そして提案者は、各担当部署との事前協議の説明をしていません。
3. 倉庫、工場の完成後に、200人程度の雇用が生まれると、想定していますが、提案者はその根拠を示していません。
 - (1) なぜなら提案者は、第三者に賃貸する、売却すると説明しています。
 - (2) そして、その第三者らがどのような倉庫を、どのような工場を操業するか、全くわからないと説明しています。
 - (3) 実体が不明にもかかわらず、これぐらいの倉庫なら、この工場なら何人ぐらいの雇用と言っているだけです。
 - (4) 説明会で、質問者が「その200人とは正社員ですか。」尋ねました。「ほぼパートさん」との回答です。あやふやな雇用形態でがっかりですね。働き方も不明です。健康保険も年金も雇用保険もわかりません。
 - (5) だって、提案者は雇用主ではないのですから。
4. 提案者は、雇用の増加で所得税が見込まれると言う。しかし、その従業員200人

の全部が、堺市の住民とは限りません。

5. 土地建物の固定資産税の増加が見込まれると言う。しかし、都市計画税は払わないと説明していません。調整区域だからです。しかし北東側、北西側の隣地所有者は、都市計画税の税金を払っています。
6. 提案者は、借主の契約解除後に、また売却後にどうなるか説明していません。
7. また、黒山地区のように市街化にするのか、市長は説明していません。
8. 堺市は今後、調整区域を大規模な地区計画により開発していくようですが、石原町、八下町に残る調整区域150ヘクタールをトヨタスマートシティーの地区計画で検討していますか、永藤市長に回答を求めます。

以上、ご清聴ありがとうございました。

○議長（垣内課長補佐） ありがとうございました。

以上で公述人の発言は終了いたしました。

本日の記録については、後日堺市において作成した後、公述人の方に内容の確認をさせていただきますのでどうぞよろしく願いいたします。

○司会（井上主幹） 本日は、貴重なご意見をお聞かせいただき、ありがとうございました。

以上をもちまして、都市計画公聴会を終了いたします。

公述人、傍聴人の方は公述証、傍聴証を受付に返却していただきますようお願いいたします。

どうもありがとうございました。

（午前10時36分閉会）